2　競争参加資格

下記の⑴から⑾までに掲げる条件を満たす有資格業者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　下記の施工実績を有する有資格業者であること。

必要な施工実績

平成８年度以降に元請けとして完成し引渡しが完了した、下記㈠から㈢の要件を満たす新築又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）を施工した実績を有すること。

㈠　建物用途：事務所・庁舎又は類似施設

なお類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び人文科学系研究室の合計面積が過半を超える施設をいう。

㈡　建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㈢　階数：地上７階地下１階建て以上

㈣　建物規模：延べ面積6,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）

⑺　総合評価方式に係る技術提案（具体的な施工計画）「構造体コンクリートの品質・耐久性の向上に関する施工計画」及び「騒音・振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した上記２⑹の同種工事の経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと（入札説明書参照。）。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

①　施工体制（施工体制評価点）

㈠　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

㈡　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

②　技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

㈠　構造体コンクリートの品質・耐久性の向上に関する施工計画　塩害・中性化等の劣化を防ぎ、コンクリートの耐久性及び建築物の安全性の向上を図るために、構造体コンクリートの密実性等を向上させるための手段に着目し、評価する。

なお、提案数は１視点１提案で最大５提案を上限とし、これを超える提案は評価しない。

㈡　騒音・振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画　本工事において、近隣施設に支障を与えない観点から工事に係る騒音・振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画について、仮設計画、施工方法、施工体制等の手段に着目し、評価する。

なお、提案数は１視点１～２提案で最大５提案を上限とし、これを超える提案は評価しない。

⑵　入札参加者は「価格」、「構造体コンクリートの品質・耐久性の向上に関する施工計画」及び「騒音・振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画」をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

②　「構造体コンクリートの品質・耐久性の向上に関する施工計画」が入札説明書に記載された要求要件を満たしていること。

③　「騒音・振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画」が入札説明書に記載された要求要件を満たしていること。

⑶　技術提案（具体的な施工計画）による入札参加者の場合は、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者には標準点100点を与え、さらに入札説明書に示す得点配分により施工体制評価点及び加算点を下記のとおり与える。（最大得点80.0点）

標準案による入札参加者の場合は、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者には標準点100点を与え、さらに入札説明書に示す得点配分により施工体制評価点を与える。

①　施工体制評価点

㈠　品質確保の実効性（15点/５点/０点）

㈡　施工体制確保の確実性（15点/５点/０点）

②　加算点

１）技術提案（具体的な施工計画）

㈠　構造体コンクリートの品質・耐久性の向上に関する施工計画（30点～０点）

㈡　騒音・振動、粉塵、排気ガス対策に関する施工計画（20点～０点）

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局総務部契約課契約係　電話082―221―9231（代表）内線2526　ＦＡＸ082―223―4345

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成22年10月13日から平成23年１月26日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）10時から17時までに電子入札システムからダウンロードして入手すること。

電子入札システム

http://www.e-bisc.go.jp/

なお、電子入札システムを利用できない者には、次の場所で交付する。

〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線5452　ＦＡＸ082―228―7317

交付にあたっては、以下の申込書記入事項を記入の上、上記交付場所にＦＡＸにて申し込み（様式自由）を行うこと。申し込みがあった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際してはＣＤでデータとして手交する。

申込書記入事項：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、連絡担当者名